

SC、S相及びSSW活用ハンドブック

～SC等やSSWとの連携による教育相談体制の充実を図るために～

岐阜県では、平成13年度よりスクールカウンセラー等活用事業、平成26年度からはスクールソーシャルワーカー活用事業として調査研究を開始し、それぞれの専門性を生かして教育相談体制を充実させるべく、取り組んできました。平成29年度からは、SCやSSWは法的にも学校の一員として位置付けられ、ますますなくてはならない存在となっています。本ハンドブックは、県内全ての公立学校における教育相談体制の充実を図るため、これまでの活用事例を基にして作成しました。各学校の取組にぜひ役立ててください。

スクールカウンセラー (SC)

【専門性】心理に関する高度に専門的な知識・技能を生かした見立て等
【外部性】第三者的立場からの助言

◇◇主な職務◇◇

- ① 児童生徒及び保護者へのカウンセリング
- ② 教職員への助言・援助
- ③ ケース会議等への参加と助言
- ④ 研修会や講演会の実施



スクールソーシャルワーカー (SSW)

【専門性】福祉に関する高度に専門的な知識・技能を生かした見立て等
【外部性】第三者的立場からの助言

◇◇主な職務◇◇

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者・教職員への助言・援助
- ⑤ 研修会や講演会の実施



スクール相談員 (S相)

【気軽さ】児童生徒の気軽な相談相手
【身近さ】家庭訪問や困りごとの相談等
【親しみやすさ】学校等の実情を理解した助言者

◇◇主な職務◇◇

- ① 児童生徒の学校復帰への直接的な支援 (相談・学習支援・担任に同行し家庭訪問)
- ② 学校内教育支援センターにおける支援
- ③ ケース会議等への参加



暴力行為等防止支援員

【専門性】暴力行為等問題行動に関する高度に専門的な知識・技能を生かした見立て等
【外部性】第三者的立場からの助言

◇◇主な職務◇◇

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境の把握・分析
- ② 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (管理職への助言等)
- ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ④ 生徒指導上の問題行動解決支援 (ケース会議等への参加や助言)



SC等及びSSW活用事業の実績と方針

SC等との連携による効果

◆児童生徒や保護者の心理に関する支援

SCによる専門的な立場からの児童生徒や保護者に対する教育相談、教師への助言等は、心の安定につながっている。また、SCによる「SOSの出し方に関する教育」の実施は、早期支援につながっている。

◆学校における適切な教育相談体制の構築・充実

校内における生徒指導委員会や教育相談委員会等にSC、S相談員を位置付け、具体的な対応策が協議されることで、適切な支援につながっている。

◆教職員の教育相談に関わる指導力向上

授業参観等を通してコンサルテーションを受けることで、「支援が必要な児童生徒」への早期対応につながっている。また、SCを講師とした研修会等を開催することで、全ての児童生徒を対象とした日常的な指導や対応の在り方等、教育相談の知識をもつことができる。

◆小・中連携による教育相談体制の充実

計画的に、あるいは必要に応じて柔軟に、中学校区内小学校への派遣を行うことで、小・中連携による教育相談体制の充実や中学校への円滑な接続につながっている。

SSW等との連携による効果

◆児童生徒の福祉に関する支援

SSWが福祉の立場から、問題点を整理し、関係機関とつなぐことで、児童生徒の家庭環境等が改善され、生活の安定につながっている。

◆学校における適切な指導や支援体制の構築・充実

校内におけるケース会議等にSSWが参加し、具体的な対応策が協議されることで、役割分担が明確になり、適切な指導や支援につながっている。

◆教職員の関係機関、地域資源への理解が向上

SSWによる関係機関への接続、同行支援などから学ぶことで、教職員が関係機関の役割や活用するとよい地域資源の知識をもつことができる。

◆校種間連携による一貫した支援体制の充実

家庭環境への働き掛けについて、兄弟関係がある場合は特に小・中・高等学校等との連携が不可欠であり、環境が改善されることで学校での姿に成果が見られる。早期対応が可能になるとともに、上級学校への円滑な接続につながっている。

このような実績を踏まえ、岐阜県ではSC等やSSWの活用に関わって下記の3つを大切にしています。

一貫した支援体制の充実	個別対応からチーム対応へ	新たな不登校児童生徒を生まない取組
<p>児童生徒理解支援シート等を活用し、小学校段階から高等学校段階まで一貫した支援を行う体制整備の充実を図る。</p> <p>⇒SC等やSSWとの情報共有や役割分担</p> <p>小・中連携による早期からの一貫した支援</p>	<p>教育相談コーディネーターを中心に連携を図り、管理職の指導の下、共通理解、役割分担をしながらチームで対応する。</p> <p>⇒ケース会議等へのSC等やSSWの参加</p> <p>それぞれの専門性によるアセスメントを生かした対応</p>	<p>個別の相談に加え、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組においても、SC等やSSWの活用の充実を図る。</p> <p>⇒全ての児童生徒を対象とした教育相談（SC等）</p> <p>学校内教育支援センターの充実（SC等）</p> <p>家庭をはじめとした環境への働き掛け（SSW）</p>

R5年度のSC, SSW等の配置について（小・中・義）

	スクールカウンセラー	スクール相談員	スクール ソーシャルワーカー	暴力行為等 防止支援員
配置	各中・義務教育学校区	<u>103中学校区</u> <u>7小学校</u>	各教育事務所	岐阜県教育委員会 学校安全課
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1校区につき年間90時間～405時間 1日あたり3時間若しくは6時間 (休憩時間を含まない) ・小学校1校につき年間12時間(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校1校区につき年間180時間～405時間 1日あたり3時間若しくは6時間 ・小学校1校につき年間360時間 1日あたり3時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間200時間程度(高・特含む) ・1日当たりの勤務時間はケースによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計2,100時間 1日あたり4～5時間(休憩時間を含まない)
派遣について	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県教育委員会から市町村(組合)教育委員会に派遣し、市町村(組合)教育委員会から学校派遣の辞令を受け取る。 ・教育相談コーディネーターを中心に、校区の小学校と連携し、小・中学校で年間の派遣計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県教育委員会から市町村(組合)教育委員会に派遣し、市町村教育委員会から学校派遣の辞令を受け取る。 ・中学校区への派遣は、原則中学校への派遣となるが、実情によって小学校への派遣もあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村(組合)教育委員会を通じて学校から教育事務所に派遣を要請する。 ・担当の教育事務所生徒指導担当指導主事が連絡、調整を図り、関係学校等に派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村(組合)教育委員会、教育事務所を通じて学校安全課に派遣を要請する。 ・学校安全課生徒指導係担当が連絡、調整を図り、関係学校に派遣する。

R5年度のSC, SSW等の配置について（高・特）

	スクールカウンセラー	スクール相談員	スクール ソーシャルワーカー
配置	公立高等学校・特別支援学校	<u>県立高等学校42校【拡充】</u>	各教育事務所
勤務 時間	・1回2時間の勤務 (年間10回～28回)	・1回5時間の勤務(週4～5回、 年間600～750時間)	・年間200時間程度 (小・中・義含む) ・1日当たりの勤務時間は ケースによる。
派遣に ついて	・県立学校については、岐阜県教育 委員会より学校派遣の辞令を受け 取る。 ・教育相談コーディネーターを中心 に、学校で年間の派遣計画を立て る。	・岐阜県教育委員会より学校 派遣の辞令を受け取る。	・担当の教育事務所生徒 指導担当指導主事が連 絡、調整を図り、関係学 校等に派遣する。

S C等の小学校配置について（小・中・義）

小学校学習指導要領「特別活動」

（平成29年3月告示）

第6章の第3の2の(3)

特に入学当初や各学年の始めにおいては、個々の児童が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。

令和元年度文部科学省「生徒指導担当者連絡会議」

□SOSの出し方に関する教育

誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときやくるしいときは、助けを求めてよいということを学ぶ[SOSの出し方に関する教育]を推進する。

自殺対策基本法

（最終改正平成28年3月30日）

第17条

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

文部科学省 平成30年1月通知「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」で、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回行うことが明記された。**

2018年度～2023年度第3期岐阜県自殺総合対策行動計画の概要

重点施策(4)子ども・若者向け対策

《SOSの出し方に関する教育の推進》

SOSの出し方に関する教育を各学校や地域の実情を踏まえつつ、積極的に推進する。

・学級担任を中心として、養護教諭、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、授業をした学校の実践を研修会等で紹介する。

【6時間】

顔の見える紹介と人間関係形成の集団指導

各学年1時間(小規模校は個別カウンセリング含む)×6学年

☆実施時期 不適応を起こしやすい年度当初4月～5月

○相談しやすい人間関係づくりのための紹介を兼ねて、各学年で人間関係形成に資する集団指導を行う。

○すでに不適応を起こしている場合、心配な場合などは個別のカウンセリングを行う。

【6時間】

SOSの出し方に関する教育

1時間×6学年

☆実施時期

夏季休業明けに向けた6月～8月

○命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときやくるしいときには助けを求めてもよいということ学ぶ。

スクールカウンセラーの効果的活用例①

1) 顔が見える紹介と人間関係形成の集団指導

必ず顔が見える紹介をするとともに、より良い人間関係づくりの指導の礎を構築します。



- ☆顔が見える紹介をすることで、困った時に児童生徒が相談しやすくなります。
- ☆年度当初に、コミュニケーションの取り方を具体的に指導します。



<ここがポイント！>

☆早い段階で、SCが校区の全ての学校に勤務できるよう計画を。

☆児童生徒が、円滑な仲間関係を構築するために、言葉のかけ方や受け止め方などのスキルを身に付けたり、必要に応じてカウンセリングを行ったりします。

<注意点>

SCが学校の実態を早くつかめるように目的を明確にした計画的な活用が求められます。

2) 困難な事態を乗り越えるための対処の仕方等の教育

学級担任等が主となりSCを活用しながら、SOSの出し方に関する教育について授業を行います。



- ☆特に長期休業明けの不適應等を未然に防ぐため、休業前の指導が重要です。

<ここがポイント！>

☆児童生徒の発達段階や実態に応じて困った時の対処法を身に付けられるように。

☆相談する側、される側の指導を。

☆相談したい大人を選べる、マイサポーター制度を導入している市町村もあります。

<注意点>

一人で悩まなくてもいいことや、身近な信頼できる大人に相談すること、友達から相談を受けた時には、話を聞き、身近な大人につなげることなど、相談をする、される、両面での指導が必要です。

スクールカウンセラーの効果的活用例②

3) 集団不適応や発達障がいの疑いのある児童、不登校児童の増加に対応するため継続的な教育プログラムを実施した例

希望制でSC来校日の放課後に対人関係の力を向上させるためのSSTを定期的に行いました。SCと特別支援教育コーディネーター、教育相談主任兼養護教諭、支援員が連携し指導にあたりました。SCの助言を基に、低学年用、高学年用のプログラムを年に6回行いました。

<内容例>

- 相手を見て話したり聞いたりする力をつけるためのゲーム
- 仲間に助けを求める方法を学ぶためのゲームなど

<工夫>

- ・実施後には毎回、生活の中でできたら色を塗っていく「チャレンジカード」を配布して般化を図る工夫
- ・保護者向けの通信を発行して周知を図り、最後には修了証を授与して自信を持たせる工夫
- ・指導者が毎回反省と次への課題を話し合い、児童の実態に合った取り組みへと改善



☆大変喜んで生き生きと活動する姿が多くみられました。

☆保護者からは「家で話をすることが多くなった。」「友達の良いところを見つけられるようになった。」「笑顔が増えた。」といった感想が聞かれました。

☆学校生活でも聞く姿の向上や、精神的な安定につながるなど、児童の困り感の解消につながっています。

<ここがポイント！>

☆心理教育プログラムや構成的グループエンカウンター、SST、アサーショントレーニングなどを心理の専門家であるSCと協力し、1年間を見通して計画的、継続的に実施

☆保護者とも積極的な関わりをもち、家庭と学校両面からのアプローチ

<注意点>

- ・計画的なSC活用を進め、勤務時間の管理をします。

スクールカウンセラーの効果的活用例③

4) スクールカウンセラーの活用による教職員の教育相談スキルの向上

- ・毎回の訪問日には面談内容について教育相談担当者と関係職員がSCと情報共有する場を設けた。
- ・面談後のコンサルテーションの中で、今後の言葉かけなどの具体的な対応策を示してもらえた。次の訪問日まではどう対応していくか見通しが持てた。
- ・「相談記録」を教育相談担当者がSCから聞き取りをしながらまとめた。まとめることで、SCが限られた時間の中でどのように生徒や保護者に対応しているかを学ぶことができた。

★各高等学校、特別支援学校に1年間のうち、1回2時間を研修枠として活用することを推奨。

- ・初任者研修、初めて担任を持った教員を対象とした研修、ケース会議、学校全体での研修と対象者も幅広く、学校の実情に応じた研修会を実施。
- ・SCから学んだ構成的グループエンカウンター等の手法を学級活動で用いることができた。
- ・職員研修の実施により、事例内容やSCの助言などを職員に周知する良い機会となった。
- ・職員研修会の実施により、職員からSCへの信頼が増し、何かあったら相談しようという雰囲気が高まった。

<ここがポイント！>

☆具体的な支援や教育相談における各教職員の資質向上のために、まずはどのような研修が有効か事前にSCと学校の実状について共通理解を図りよりよい研修となりました。

<注意点>

☆SCが児童生徒・保護者だけでなく、教職員の良き相談相手となるためにもSCの人柄をよく知る機会を持ちましょう。



スクール相談員の効果的活用例①

1) S相だからこそできる直接的な支援

例えば・・・

①生徒の見守り

生徒の状況によっては、積極的に関わるのではなく、寄り添い見守ることの方が必要な場合もあります。温かく見守ってもらえるその雰囲気、生徒の心の安定につながります。

②学校内教育支援センター等での関わり

別室登校の生徒に対して、話を聞いたり、励ましたりするだけではなく、共に学習や活動をしたりすることによって、生徒の活動への意欲を高めてもらえます。

③未然防止としての存在

先生とは違う立場で、生徒と関わりをもてる大切な存在です。誰もが困った時、不安な時に相談ができる、「信頼できる大人」の一人です。



<ここがポイント！>

- ・学校における周知が大切です。「誰もが知っている」状況を作り出すことで、困った時にSOSをだすことができます。

<注意点>

- ・学校が生徒一人一人への指導方針を明確にして、S相と意思疎通を図り、チームの一人として対応することが求められます。

スクール相談員の効果的活用例②

2) ケース会議に参加

生徒がどんなことに困っているのか、家庭で置かれている環境はどうか、信頼関係を築いているS相だからこそその情報を共有できれば、有効な支援やアプローチの方法を考えることができます。

☆じっくり関わることができるS相のよさを生かし、これまでは知ることのできなかつた生徒の様子をつかむことができました。

<ここがポイント！>

時間割の調整等を行い計画的に会をもつことで、関係者が一堂に会して話し合える状況をつくることができ、生徒のことをより詳しく共通理解できます。

<注意点>

S相だからこそ知りえた情報は、集団での守秘義務を徹底し、生徒の信頼を失うことのないようにしなければなりません。



3) 生徒の見守り体制の強化

校内の教育相談委員会に校長、学年主任、担任、生徒指導及び教育相談担当、養護教諭、SC、S相等が参加し、継続して見守りが必要な生徒を洗い出し、役割分担を行うことで、適切な支援につなげます。

☆虐待や性被害、自傷行為への対応として、生徒の見守り体制を構築しました。S相が相談室や学校巡回での生徒の気になる様子を担任や生徒指導担当と情報共有したことで、学校が保護者と連携し、SCや医療機関等へつなぐことができました。

<ここがポイント！>

生徒の気軽な相談相手として、担任とは違う立場で生徒の様子を見守ることができます。

<注意点>

生徒の様子から早めに対応が必要だと思われる場合は、記録用紙等での情報共有にとどまらず、管理職や生徒指導担当等へ速やかに報告しましょう。



高等学校スクール相談員の効果的活用例

身近な相談にのることで、生徒の認知度アップ、連携体制構築！

例えば・・・

- ①学校内教育支援センターにおいていつでも生徒の身近な相談にのる。
- ②休み時間に各教室を回って、生徒と交流し、様子を観察。孤立している生徒や様子がおかしい生徒は、担任や教育相談担当者に報告。情報共有を。



☆①により、学校での心の居場所を確保。生徒の悩みに寄り添い、心の活力を取り戻します。

☆②により、S相談員の認知度がアップ。個々に関わるだけでなく、複数の生徒と交流する機会をつくることで生徒との信頼関係が生まれ、何気ない会話から家庭の様子も分かったり、生徒の人間関係が把握できたりするようになります。

<ここがポイント！>

・生徒が心をひらき安心して過ごせるような居場所や雰囲気づくりの工夫を。

<注意点>

S相の方の休憩時間の確保も確実にお願いします。

スクールソーシャルワーカーの役割

行った支援が有効であるかどうかを評価し、必要に応じて計画を練り直すPDCAサイクルが大切です。

経過観察と評価（モニタリング）

◆取組による状況の把握・取組の評価
児童生徒や保護者との連絡による状況把握を行います。情報収集及び共有を図り、効果の分析を行います。

支援の実施

◆ケース会議等で話し合われた内容の具体的な実施
◆役割分担に沿った支援、家庭・地域・関係機関と連携した支援

支援の検討（プランニング）

◆目標（長期・短期）の設定
長期目標と短期目標があり、状況に応じた目標を設定します。
◆支援方法・内容の検討、決定
児童生徒や保護者の意向を踏まえ、最善の対応策を考えます。
◆役割分担

ケース会議を行い、目に見えている状況の背景に何があるのかを考え、支援策を検討します。

課題の明確化（アセスメント）

◆情報の整理・分析・共有
収集した情報をアセスメント・シートで整理、分析し、児童生徒が体験している問題とその背景要因を包括的に理解します。
◆キーパーソンの判断
問題の解決に向けて、児童生徒との関係や問題解決への意欲等を検討し、児童生徒の利益を最大限確保するために、鍵を握っていると考えられる人（キーパーソン）を明らかにします。

学校は、SSWに情報を提供できるよう、家庭訪問をしたり、それまでの成育歴等を確認したりしておくなど、準備が大切です。SCのカウンセリングやS相の情報も貴重な情報です。

問題の発見・情報の収集

◆児童生徒及び保護者、教職員からの相談も受け付けます。
◆該当児童生徒との個別相談の他、様々な関係者（関係機関）からの聞き取り等を行い、情報を整理しながら記録します。



☆アセスメントシートの例

【〇〇小・中学校】初回アセスメントシート：（記入例・留意点）A4・2枚を並べてA3で使用すること

年 組：氏名	男・女	ケース会議参加者（ 年 月 日）
年 月 日生 歳	担任：	

気になること：例 保護者の本児への関わり、欠席の増加、気になる癖や行動、過敏さ、犯行現象、気になる発育や発達等

〈アセスメント（情報収集）〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
出席すべき日数													
出席日数													
	別室												
	遅刻												
早退													
欠席日数													
過年度	年度												
	学年	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	欠席												

家族関係図 家族の年齢、婚姻歴（離婚・再婚）など	備考：*生保、就援、関係機関等
<p>SSWはこのようなアセスメントシートを活用し、学校と相談しながら実態を把握、分析し、プランニングをします。</p>	学童保育・塾等

本人の状況	生育歴：生まれてから本児を中心とした歴史
	入学までの状況：小学校であれば幼稚園・保育園・認定こども園など、中学校は幼・保等と小学校
	入学後から前年度までの状況：学校や家庭での様子
	現状：登校状況（登校の方法や送迎者、出席状況等）、本児と保護者との様子等

家庭状況	住居環境・状況：住宅状況（一戸建て、アパート、周辺状況等）、室内環境、社会生活（経済状況、金銭管理）
	父の状況・意向：氏名、職業（就労状況）等、生育歴、印象、健康（身体的、精神的、障害）、養育態度、しつけ観、養育能力、子どもへの思いや願い等
	母の状況・意向：氏名、職業（就労状況）等、生育歴、印象、健康（身体的、精神的、障害）、養育態度、しつけ観、養育能力、子どもへの思いや願い等
	きょうだい：氏名、学校、学年、様子、本児との関係
	その他の関係者：内縁関係者、祖父母、親族、キーパーソン

学校生活	本人の印象：	
	気になる様子： これまでの指導・支援の経過：	
	友人関係：〇〇さん（同じクラス）、△△さん（部活が同じ）、□□さん（小学校が同じ）、特に仲のよい友達はいない等	
本人に関する情報	基本的な生活習慣（衣食住）：生活リズム、身辺自立、食事、睡眠、身なり、入浴等	
	行動の特徴：具体的なエピソードも	
	学力（読み書き・計算、得意不得意）：	
	言語コミュニケーション：感情表現や言葉の特徴、やりとりの特徴等	
	対人関係：人見知り、一方的・支配的、表情、集団行動等	
	健康（身体的・精神的）：発育状況、持病、既往歴、通院・入院、ケガ・アザ、感情の起伏等	
	興味・関心：趣味、スポーツ、習い事等	
	本人の思い・希望：	
アセスメント（見立て：背景にある課題と当事者のストレングス）		
・ ・ ・		
プランニング（長期目標）：		
プランニング（短期目標）：		
プランニング（具体的な手立てと役割分担）		
各目標	誰が、誰に	具体的手立て・役割
次回ケース会議日程： 月 日（ ） 時より 場所：		

スクールソーシャルワーカーの効果的活用例①

1) 関係機関との連携で家庭を支える

Aさんは、両親が離婚し母親と兄、弟の4人暮らしです。母親は精神的に不安定なことが多く、働きに行くことができないので内職をしていました。社会人である兄の収入をあてに生活をしてきましたが、兄がひとり暮らしを始めた後、朝食をとらない、風呂に入らない、などの変化が見られるようになりました。また、クラスメイトに対して暴言を吐いたり、暴力を振るったりするようになってきました。過去には母親によるAに対する身体的虐待とネグレクトで児童相談所が関わっていました。



☆弟も含めて、長期的な支援が必要だと考え、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催してアセスメントとプランニングを行い、次のような役割分担に基づいて支援を実施しました。

- ・SSWは母親と面談し、母親の辛さを受け止めつつ、困っていることを聞き取る。
- ・Aさんの療育手帳取得を目的として児童相談所とつなげる。
- ・市の福祉課からひとり親家庭等日常生活支援事業を紹介し、ホームヘルプサービスを受ける。
- ・Aさんに対する校内ケース会議も継続し、養護教諭やSCも含めてチーム体制を構築する。

<ここがポイント！>

☆要対協を通して、関係者が、母親を「子育てができないダメな人」と見るのではなく、「体調が優れない中でもがんばって子育てしようとしている人」と共通認識するようになりました。

☆その上で、母親の家事や育児の負担を軽減し、母親を受容したことで、母親の不安定さがずいぶん落ち着きました。これに比例して、Aさんの問題行動もかなり収まりました。

<注意点>

- ・DVや虐待が疑われる事案は、市町村の福祉部局または子ども相談センターにすぐに連絡しなければなりません。
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会を開催し、家庭を支えていくことが大切です。

スクールソーシャルワーカーの効果的活用例②

2) 状況を捉え、関係機関へつなぐ

国際結婚の夫婦、父親は高齢で障がいがあることもあり、収入が不安定です。夫婦関係がうまくいかず、子どもも親に反抗的に。家庭での不満から学校も不登校傾向がみられるようになりました。



☆父親とSSWが面談し、ヘルパーや相談センターにつなぐことで生活が安定しました。

☆生活の安定により、父親にも精神的に余裕が生まれたことで、子どもの安定につながり、再登校につながりました。

<ここがポイント！>

不登校の要因、家庭の困り感を捉え、適切な支援を行うことで、早期の学校復帰につながっています。

<注意点>

教育相談コーディネーター等が間に入り、SSWと家庭をうまくつなぐことが必要です。

3) アセスメントシートの重要性

学校での対応において、アセスメントシートを活用し、児童生徒の置かれている状況や得意な分野などを明確にすることで、状況の把握をスムーズに行い、次の手を考えやすくなります。

☆児童生徒を多面的、多角的に捉えることで、突破口を見つけやすくなります。

☆情報が整理され、さらに必要な情報が明確になります。

<ここがポイント！>

SSWの最初の訪問までに、必要な情報を共有しておく、ケース会議等もスムーズに進行します。

<注意点>

個人情報の取り扱いについては、十分な配慮が求められます。

スクールソーシャルワーカーの効果的活用例③

4) 連携できる外部機関の情報提供

(連携できる関係機関の例)

☆家庭内に高校生だけでなく、幼・保・小・中・義に通う、弟や妹のいる家庭については、市町村の関係課と連携して、関わりを継続させる。

→市町村の福祉課、子育て支援課等

☆長期欠席している不登校の児童生徒宅に家庭訪問を行っても安否確認ができない生徒がいる。

→各圏域の子ども相談センター

☆発達障がいに関する悩みを抱える生徒や保護者がいたら

→各圏域の発達障がい支援センター



☆その他、社会福祉協議会、民生・児童委員、法務少年支援センター等

<ここがポイント！>

・事例から知り得た連携可能な関係機関の情報を共有し、今後の支援に活かします。

<注意点>

・学校の方針や課題、体制等については最初にSSWと十分に共通理解を図りましょう。

・ケース会議では、実行可能なレベルの支援となるまで十分協議しましょう。

教育相談コーディネーターの役割

① SC、S相、SSWの周知と相談受付

- ☞定期的に勤務されるSCやS相談員は必ずSCやS相談員ご本人が「見える」ように工夫して紹介しましょう。必要に応じて派遣されるSSWについても、必ず学校職員に周知し、保護者や児童生徒へどんな役割を担う人なのかを説明して紹介しましょう。

② 気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催

- ☞気になる児童生徒の洗い出しから、対応の準備をしましょう。



③ SC、S相やSSWとの連絡調整

- ☞SC等やSSWと児童生徒のみならず、管理職をはじめとした教職員をつなぐのも教育相談コーディネーターの先生です。

④ 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

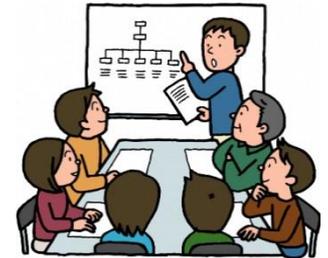
- ☞限られた時間を有効に、そして計画的に活用しましょう。関係者が集まれるよう時間割の工夫も！
- ☞学校の振替休業日や急な変更調整には十分留意を。確実な時間確保を願います。

⑤ 児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握

- ☞児童生徒や保護者の主訴と学校の対応にズレがないように注意しましょう。

⑥ 個別記録等の情報管理

- ☞SC等の各種記録や児童生徒理解支援シートなどの管理も重要な役割です。会計に関する書類は15年、各種記録は5年保存です。



⑦ ケース会議の実施

- ☞一人で抱え込まずチームで対応。必要に応じて関係機関とつないでいきましょう。環境への働き掛けが必要な場合はSSWとの連携が有効です。SSWは関係機関にとっても詳しく頼りになる方です！

⑧ 校内研修の実施

- ☞SC等やSSWの専門性から学び、教職員の教育相談の資質向上を図りましょう。

⑨ 学校内教育支援センターと学校外教育支援センターとの連絡調整

- ☞支援の必要な児童生徒のニーズに応じて、居場所となるセンターが使用できるようにコーディネートする。

教育相談コーディネーターの活動例①

1) 情報共有の工夫

勤務時間に限りのあるSCやS相の相談等の様子を記録や話の中でつかみ、管理職等と情報共有ができるようにします。



☆教育相談コーディネーターがSCとS相と短時間で情報共有をしたり、記録用紙を活用したりすることで確実に共通理解を図ることができます。

<ここがポイント！>

・SCやS相にお任せの状況にするのではなく、学校の相談体制の中でどのように推進していくのかを大切にしましょう。

<注意点>

・些細と思うことでも、後に重要な情報となることもあります。管理職には相談内容等が確実に伝わるようにすることが重要です。

2) 相談のコーディネート

相談内容に応じて対応する相手を割り振ります。



☆SCやS相、市町の相談員、特別支援教育コーディネーターや養護教諭など、専門性や人間関係などを捉え、児童生徒のために誰が一番ふさわしいかを考えて相談者を割り振ります。

<ここがポイント！>

・必要に応じて、時には外部の関係機関につながります。市町村教育委員会やSSW等との連携も有効です。

<注意点>

・いずれの場合も、相談者に任せきりにせず、適宜連絡を取り合うことで、タイムリーに対応することができます。

教育相談コーディネーターの活動例②

3) 教育相談主任等との役割分担

教育相談主任や特別支援教育コーディネーター等との役割分担を行うことで、やる事が明確になるとともに負担軽減にもつながります。



☆SC等との窓口は教育相談コーディネーター、ケース会議も内容に応じて特別支援教育コーディネーターと分担して行うなど、一人一人の役割が明確になりました。

<ここがポイント！>

・生徒指導主事や特支コーディネーターとの日常的なやり取りの中で、気軽に相談できる関係が重要です。

<注意点>

・不登校や問題行動等の要因は一つではなく複雑化しており、まずは状況を整理して、協力、対応していく必要があります。

4) 相談しやすい環境設定

保護者にSCやS相の来校日を通信等で伝えたり、相談ボックス等を設置して、いつでもSOSを発信ができるようにするなど、環境設定によって相談しやすい雰囲気が出てきます。



☆教育相談主任との連携で、相談室を落ち着いた相談しやすい環境に見直したり、保護者が気軽に相談したくなるような周知をすることで、早い段階から困り感を受け止めることができ、早期対応につながりました。

<ここがポイント！>

・学校全体で、弱い立場の児童生徒を大切に
する雰囲気づくりが大切です。

<注意点>

・相談環境を整えるとともに、SOSを出しづらい児童生徒への配慮をする必要があります。
・SOSを受け止める側の教職員に対する研修が必要となります。

(高特) コーディネーターとしての教育相談担当者の役割

スクールカウンセラー等



- カウンセリング等の実施
- カウンセリング等の記録と報告
- ケース会議や教育相談委員会等への参加
- 研修会・講演会等での指導・支援

調整・連絡

報告・指導

- 生徒との個別の教育相談
- 管理職への報告・相談
- 生徒や保護者への周知
- SC等と生徒・保護者の面談調整
- ケース会議・研修会等の計画・運営

- ◎ SC等の1日の日程の管理
- ◎ SC等活用計画の管理・連絡調整
- ◎ SC等の勤務状況の記録・報告



教育相談担当者

教育相談担当者の仕事

- ◆ 年度初め
 - ① 受け入れ体制の整備
 - ② 「スクールカウンセラー等活用事業調査研究実施計画書」の提出
- ◆ 実施
 - ① 学校内教育支援センターの整備及び教育相談の実施やコーディネート
日頃の教育相談活動を通して、SC等のカウンセリングの必要性のあるケースの有無を確認する。教育相談状況やSC等へつなぐ必要性の有無を管理職に報告し相談する。
※相談者は生徒・保護者に限らず、教職員が助言を得ることもできます。
 - ② 日程の調整
SC等のカウンセリングやケース会議等の予定に応じ、日程の調整をする。
※SC等がカウンセリング等を記録する時間の確保をお願いします。
 - ③ 勤務記録カードと勤務実績簿の確認
SC等の記入した「勤務実績簿」「勤務記録カード」を確認し決裁に回す。
 - ④ 文書（相談記録等も含む）の保管
- ◆ 報告
 - ① 毎月報告（翌月10日まで）＊報告日の記載に注意する。
勤務記録カード（写し）と勤務実績簿（写し）の提出
 - ② 中間報告（10月）
SC等活用事業 事業実績書の作成及び提出
 - ③ 最終報告（3月）
 - ・ 調査研究実施報告書の作成及び提出
 - ・ SC等活用事業 事業実績書（最終報告及び次年度）の作成及び提出

*SC等とはスクールカウンセラーと高等学校スクール相談員のことをいう。



活用事業に関わる留意点①

(1) 守秘義務について

SCやSSWは個人情報を漏らしてはならないという倫理責任を有しています。しかし、学校におけるカウンセリングやソーシャルワークにおいては、それぞれのもつ情報をチーム(校内組織)全体で共有することが、よりよい支援を可能にする側面をもちます。そのため、「集団守秘義務」という考え方で、チーム全体で守秘を徹底し情報を有効に活用しようとする態度がSCやSSWと教職員の双方に求められます。

(2) 教育相談の継続性について

不登校に関わる調査によると、「中1年生の不登校生徒の約半数が、小学校段階において不登校若しくは不登校傾向にあった」という結果が報告されています。過去の支援の記録が、不登校の兆しのある児童生徒の支援に有効であったという報告もあります。児童生徒理解・支援シート等を活用しながら、一貫した支援をしていきます。記録は、指導要録との並びで保存期間を5年とします。

(3) SC等やSSWと教職員の情報共有について

学校での教育相談業務は、チーム(校内組織)で対応することが効果的です。職員室などでスクールカウンセラーと気軽に談笑できる場や時間を設けることは、児童生徒への対応に関わっても必ずよい影響を与えるものになるでしょう。また、カウンセリングはスクールカウンセラーの役割、学校内教育支援センターでの対応はスクール相談員の役割などと線引きをするのではなく、互いのもつ情報を交流する場を必ず設けるようにしましょう。特に、教育相談コーディネーターとの懇談の時間を位置付け、次回の勤務までの個に対する支援の目標や方向について共通理解を図ることは、有効な手立てとなります。

(4) SCによる各種検査について

SCの勤務時間は限られています。しかし検査を実施すると、結果の分析にたくさんの時間を必要とします。多くの児童生徒のためSCを活用できるよう、検査は実施しません。

(5) チーム対応について

SCやS相、SSWがそれぞれの専門性を生かして活躍いただくことは大切ですが、独断でそれぞれが動いては逆効果です。校長先生の指揮監督のもと、役割分担や情報共有をしながら対応しましょう。

(6) 環境調整

冒頭にも述べましたが、SCやSSWが学校の一員として法的に位置付けられました。同じ学校の職員の一員として、SCやS相談員、SSWの方々が、気持ちよく働いていただけるように配慮願います。職員室の机、相談できる部屋の整頓はできているでしょうか。学校のチームワークが子どもたちのチームワークのお手本になれば、きっと温かい学校で子どもたちが安心して通えますね。教育相談コーディネーターを中心に、環境整備や調整等よろしく願います。



活用事業に関わる留意点②

(7) 医療との連携について

① 学校医との連携

- (ア) 年度当初に、学校は学校医との打ち合わせを実施
SCやSSWの見立てにより、学校が児童生徒に医療
機関の受診を勧める必要性が出てきた場合に、学校
は学校医との連携をどのように図るのか打合せます。
(例) 随時(月ごとに、学期ごとに)、連絡し、指導・助
言を得る。
(イ) (ア)で打ち合わせた内容に従って、必要に応じて対
応します。

② 学校が保護者に対して行う医療機関の紹介

学校が児童生徒に医療機関の受診を勧め、保護者から医療機関を
紹介してほしい旨の申し出があった場合のみ、対応します。公平性が
求められることですので、次の方法で「参考情報」を示すものとします。

- (ア) 「岐阜県公式ホームページ」の下段にある「医療・福祉などに関す
る情報」の『ぎふ医療施設ポータル』を紹介します。
・岐阜県公式ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/>
・ぎふ医療施設ポータル
<https://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11229/teikyo/>
(イ) 必要に応じて、様々な条件から検索し、「参考情報」を提供します。
(名称、地域、診療科目等)

③ 学校が医療機関から児童生徒に係る情報を得たい場合の手続き

児童生徒が医療機関を継続して受診している状況において、学校が当該児童生徒へのよりよい指導・支援の在り方について
検討するために、担当医師から当該児童生徒に係る医療情報を直接得たいと考えた場合、次の手続きを通して、学校は医療機
関に対して、情報提供を依頼します。対応は、医療機関の判断によって行われます。(情報提供がなされない場合もあります。)

- (ア) 所定の様式を学校が整え、保護者を通して、医療機関に提出します。(様式は学校へ送付済)
(イ) 保護者は学校からの連絡に従って対応します。
(医師からの指示の例) ・次回受診のときに、学校に同席してもらってください。
・一度、直接、学校から病院へ連絡をもらうよう伝えてください。
・情報提供は難しい旨を、学校に伝えてください。